

平成26年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成26年3月5日（水曜日）

◎議事日程

| | | |
|-------|----------|---------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 委員会報告第1号 | 議会運営委員会所掌事務調査結果報告 |
| 日程第 4 | 委員会報告第2号 | 産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告 |
| 日程第 5 | 承認第1号 | 専決処分の承認（平成25年度豊頃町一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第 6 | 議案第8号 | 平成25年度豊頃町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第 7 | 議案第9号 | 平成25年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 平成25年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 平成25年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第12号 | 平成25年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第13号 | 平成25年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第14号 | 平成25年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | | 平成26年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明 |
| 日程第14 | 議案第15号 | 豊頃町社会教育委員に関する条例の一部改正 |
| 日程第15 | 議案第16号 | 豊頃町立へき地保育所条例の一部改正 |
| 日程第16 | 議案第17号 | 豊頃町エンゼルプラン策定委員会設置条例の一部改正 |
| 日程第17 | 議案第18号 | 豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更 |
| 日程第18 | 議案第19号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更 |
| 日程第19 | 議案第20号 | 東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更 |
| 日程第20 | 同意案第1号 | 豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任 |
| 日程第21 | | 陳情の委員会付託 |

◎出席議員（8名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 杉 野 好 行 君 | 2 番 | 松 崎 政 利 君 |
| 3 番 | 菅 谷 誠 君 | 4 番 | 欠 員 |
| 5 番 | 津久井 精 一 君 | 6 番 | 大 谷 友 則 君 |
| 7 番 | 長谷川 勝 夫 君 | 8 番 | 藤 田 博 規 君 |
| 9 番 | 小野木 英 毅 君 | | |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------------|-----------|
| 町 長 | 宮 口 孝 君 |
| 副 町 長 | 石 田 貢 君 |
| 教 育 委 員 長 | 前 川 啓 一 君 |
| 教 育 長 | 菅 原 裕 一 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 竹 下 昌 徳 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 山 口 浩 司 君 |
| 総 務 課 長 | 山 本 芳 博 君 |
| 企 画 課 長 | 金 川 正 次 君 |
| 住 民 課 長 | 吉 村 進 君 |
| 福 祉 課 長 | 岩 城 光 洋 君 |
| 産 業 課 長 | 和 田 宏 樹 君 |
| 施 設 課 長 | 渡 部 邦 生 君 |
| 会 計 管 理 者 | 佐 藤 孝 夫 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 高 倉 明 君 |
| 教 育 委 員 会 教 育 課 長 | 柄 崎 明 久 君 |
| 子 育 て 支 援 所 長 | 瀬 尾 光 男 君 |

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 高 井 伸 夫 君 |
| 庶 務 係 長 | 木 村 ひとみ 君 |

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成26年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

高井事務局長。

- 高井事務局長 諸般の報告を申し上げます。

4番森一彦議員から、3月3日付で体調不良により議員辞職願が提出されました。閉会中のため議長が3月4日付でこれを許可しましたので、ご報告いたします。

議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員より、平成25年12月から平成26年2月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書は、お手元に配付のとおりであります。

以上です。

- 小野木議長 ただいま事務局長より報告がありましたが、私から一言御挨拶申し上げます。

森議員におかれましては、皆さんとともにまちづくり、地域づくりに、特に今期におかれましては、産業厚生常任委員長として基幹産業の安定発展、町民生活の安心安全、さらに町民福祉向上のために先頭に立って活動していただきましたが、このたび、体調回復、リハビリに専念することになりました。

今後は、一日も早い体調回復を皆さんとともに御祈念申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

宮口町長。

- 宮口町長 平成26年第1回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。

最初に、還付加算金の未払いについてであります。

このたび、自治体で町道民税や国民健康保険税など、納め過ぎた税金を納税者の申告に基づいて還付する還付金に加算金が計算されず未払いになっていた報道を受け、本町においても還付事務の処理状況を調査確認したところ、町道民税、固定資産税、国民健康保険税の3税において、還付加算金算定の起算日の解釈を誤って、加算金が未払いとなっていたことが判明いたしました。

これらの還付加算金の遡及期間は、消滅時効の規定に基づいて（平成19年度以前分は時効）、平成20年度から平成24年度までの5年度分と平成25年度中の、計58件（32人）で、27万2,800円について、対象納税者に通知するとともに返金手続を行い、1月30日までに返還をさせていただきました。

未払いの対象となった納税者の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしたことに、深くおわびを申し上げます。

今後は、このような誤りが起きないように、関係法令の適性な解釈のもとに事務処理を行い、再発防止と信頼回復に取り組んでまいります。

次に、平成25年度繰越明許費に係る各事業についてであります。

最初に、消防費において、消防広域化に伴う消防救急無線デジタル化共同整備事業（共通波整備工事）について、翌年度に繰り越して事業を実施することから、当該事業に係る東十勝消防事務組合負担金を繰越明許費として予算を組みかえて執行するものです。

また。国の平成25年度補正予算により、民生費において障害者自立支援システムの改修費が、農林水産業費において、道営負担事業費（3地区の畑地帯総合整備事業）及び管理省力化施設整備事業費が、商工費において、チャレンジショップ販売施設及び長節湖キャンプ場管理施設の建設費が、土木費において、社会資本整備総合交付金事業による、町道整備費（橋梁補修）及び町営住宅整備費（パートナータウン2棟4戸新築）が、消防費において、全国瞬時警報システム自動起動装置の購入費が、それぞれ事業採択されたことから、翌年度に繰り越して事業を実施するものであります。

以上9事業について、平成25年度の繰越明許費に係る事業とし、本年度一般会計補正予算（第8号）に補正し、計上いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

以上、行政報告を終わります。

●小野木議長 これにて、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番菅谷誠議員及び5番津久井精一議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、3月13日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

- 小野木議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

長谷川議会運営委員長。

- 長谷川議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成26年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成26年2月28日。

3、調査の経過。

(1)平成26年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成26年2月26日招集告示のあった平成26年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、平成26年2月28日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成26年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月13日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、一般質問の通告期限は、2月27日午前12時とした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、平成25年第4回定例会閉会後に受理したものは4件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの1件、産業厚生

常任委員会に付託すべきもの2件とし、その他の1件は議員配付にとどめるものとした。

エ、同意案第1号（豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

オ、所管事務調査のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月5日に開催するよう、日程を調整した。

カ、本会議において、新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定、質疑回数制限を適用しない旨を会議に図ることとした。

以上であります。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第2号

●小野木議長 日程第4 委員会報告第2号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 委員会報告第2号、産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)公営住宅の建設状況について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明調書及び現地調査。

3、調査期日。

平成25年12月20日。

4、調査の経過と結果。

パートナータウン茂岩栄町、建設状況について調査を実施した。

(1)計画と目標。

少子高齢化が進む人口減社会において、これまで以上に誰もが安心して暮らすことができる住まい、地域づくり実現のため、パートナータウンに平成25年度に2棟4戸、平成26年度に2

棟4戸、平成27年度2棟4戸、合わせて6棟12戸の木造公営住宅建設と団地内道路の整備、水道管の布設工事が計画されている。

(2)住宅の特徴。

本町の土地は軟弱地盤が多く、建物を木造平屋建てにして軽量化することにより、基礎工事費のコストダウンを図っている。また、公営住宅指針による使いやすさ、暮らしやすさのために車いすの使用を可能なようできる限りの段差の解消や、住戸内通路の幅を80センチメートル以上を確保したほか、玄関トイレ、浴室等に手すりが設置されている。また、給湯設備はメンテナンスコストの低減を図るため、電気温水器を設置している。住宅とカーポートを一体化した住宅は冬期間の除雪を軽減し、地域性、景観に配慮した設計となっている。

(3)建設事業費。

平成25年度の建設事業費はカーポートを含む公営住宅2棟4戸の建設費が6,126万円、団地内道路整備費が720万円、給水設備整備費が122万円、その他の経費を入れて、総額7,141万円で約2分の1の3,305万円が国から補助金として交付される。

(4)公営住宅の家賃決定の方法。

公営住宅法で世帯の収入により、月額2万1,100円から5万6,600円の8階層に定められている。

(5)まとめ。

調査した公営住宅は、外壁にガルバリウム鋼材を使用し、塗装などのメンテナンスの軽減を図っている。また、吊り戸等により室内がバリアフリー化され、手すりの設置、洗面所、脱衣所も車いす対応のスペースを確保されているなど、高齢化社会に対応できる住宅と期待されている。

委員からは、車を持たない高齢者の方が車庫付の公営住宅に入居しているケースも見られ、公営住宅に居住されている方が独居になった場合、単身用住宅に移転していただくことなどにより需要と供給のバランスが保たれるのではないかと。そのためにも、今後高齢者向けの住宅のあり方について、調査が必要ではないかとの意見が出された。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は報告済みとします。

◎ 承認第1号

●小野木議長 日程第5 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

山本総務課長

●山本総務課長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年1月24日、平成25年度豊頃町一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

本専決処分は、大津地区の消防サイレンについて、塩害結露など経年劣化により作動不良を生ずるおそれが生じたことから、消防費について補正したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ293万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,406万1,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

8款消防費、1項消防費に、大津元町港町の消防モーターサイレン更新工事請負費に伴う組合負担金293万1,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、8ページをお開き願います。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税293万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎ 議案第8号

●小野木議長 日程第6 議案第8号平成25年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 議案第8号平成25年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

本案は、各事務事業の精査及び国の補正予算等に伴う平成25年度繰越明許費にかかる事業について、補正予算を計上するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,471万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億877万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容について、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。24ページをお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費から、議員報酬など74万5,000円を減額。

2 款総務費、1 項総務管理費において、3 目財産管理費に、財政調整基金への積み立て1億円を追加、町有林皆伐事業立木売払収入を含め産業振興基金への積み立て3,192万1,000円を追加するなど、1億3,228万6,000円を追加、7 目企画費から定住促進等住宅取得補助金200万円を減額、住宅用太陽光発電システム導入補助金140万8,000円を減額するなど、560万9,000円を減額、これら合わせて1億2,384万8,000円を追加。

2 項徴税费から十勝圏複合事務組合市町村税滞納整理機構負担金7万円を減額。

3 項戸籍住民基本台帳費から住民基本台帳ネットワークシステム機器購入費10万円を減額。

4 項選挙費において、2 目参議院議員選挙費から選挙費用精査により74万9,000円を減額するなど、これら合わせて97万6,000円を減額。

5 項統計調査費から統計調査費精査により2万5,000円を減額。

3 款民生費、1 項社会福祉費において、1 目社会福祉総務費に国民健康保険特別会計繰出金606万4,000円を追加するなど、608万8,000円を追加、3 目老人福祉費から老人施設入所措置扶助費140万円を減額、介護保険指定居宅サービス事業者の2 事業補助金187万4,000円を減額するなど、498万7,000円を減額、4 目障害者福祉費に繰越明許費事業として障害者自立支援システム改修委託料183万6,000円を追加するなど、131万3,000円を追加、6 目福祉医療費から重度心身障害者医療給付扶助費420万円を減額するなど、480万7,000円を減額、これら合わせて286万4,000円を減額。

2 項児童福祉費において、1 目保育所費から給食材料費など73万5,000円を減額、4 目児童措置費から児童手当費扶助費48万5,000円を減額、これら合わせて146万4,000円を減額。

4 款衛生費、1 項保健衛生費において、3 目保健指導費から各種健診、予防接種委託料、1 7 5 万円を減額するなど、2 0 7 万 9, 0 0 0 円を減額、4 目乳幼児等医療費から乳幼児等医療給付扶助費 1 0 0 万円を減額するなど、1 3 0 万円を減額、6 目し尿処理費から合併処理浄化槽設置整備事業補助金 1 1 3 万 8, 0 0 0 円を減額、これら合わせて 6 5 4 万円を減額。

2 項簡易水道費から簡易水道特別会計繰出金 2 5 7 万 2, 0 0 0 円を減額。

5 款農林水産業費、1 項農業費において、2 目農業総務費から緊急農地基盤整備事業補助金 1 2 4 万 2, 0 0 0 円を減額、鳥獣被害対策緊急支援補助金 1 9 9 万円を減額するなど、4 0 1 万 1, 0 0 0 円を減額、4 目道営事業費に、繰越明許費事業として道営担い手支援型畑地帯総合整備事業負担金 4, 3 6 4 万円を追加、6 目団体営事業費に同じく繰越明許費事業として、管理省力化施設整備事業により小川排水機場附帯施設更新工事請負費 2 1 0 万円を計上、これら合わせて 4, 1 6 6 万 1, 0 0 0 円を追加。

2 項畜産業費において、1 目畜産業費から緊急時搾乳機器非常電源切替設備整備事業補助金 3 9 4 万 7, 0 0 0 円を減額するなど、4 7 8 万 1, 0 0 0 円を減額、2 目公社営事業費に畜産担い手育成総合整備事業豊頃地区負担金 4 0 8 万 2, 0 0 0 円を追加、これら合わせて 6 9 万 9, 0 0 0 円を減額。

3 項林業費において 1 目林業総務費から有害鳥獣駆除補助金 2 9 4 万円を減額するなど、2 9 9 万 4, 0 0 0 円を減額、2 目林道整備費から、林道西原線開設工事請負費 1 1 9 万 5, 0 0 0 円を減額するなど、2 9 8 万 4, 0 0 0 円を減額、これら合わせて 6 3 8 万 3, 0 0 0 円を減額。

4 項水産業費から、流木等処理委託料など 3 4 万 7, 0 0 0 円を減額。

6 款商工費、1 項商工費において、1 目商工総務費に、商工会前駐車場改良整備工事請負費 1 2 9 万 6, 0 0 0 円を減額し、繰越明許費事業として森林整備過疎化・林業再生事業を活用したチャレンジショップ販売施設建設工事請負費 9 5 0 万円を追加するなど、6 7 0 万 2, 0 0 0 円を追加。2 目観光費に同じく繰越明許費事業として、森林整備過疎化・林業再生事業を活用し、長節湖キャンプ場管理施設建設工事請負費 2, 6 0 0 万円を追加するなど、2, 4 9 5 万 1, 0 0 0 円を追加。これら合わせて 3, 1 6 5 万 3, 0 0 0 円を追加。

7 款土木費、1 項土木管理費から、道路台帳整備委託料 1 3 万 3, 0 0 0 円を減額。

2 項道路橋梁費において、2 目除雪費に除排雪委託料 1, 2 5 0 万円を追加するなど、1, 3 9 1 万 4, 0 0 0 円を追加、3 目道路新設改良費から、幌岡第 3 幹線改良舗装工事請負費 5, 6 9 0 万円を減額し、繰越明許費事業として社会資本総合整備交付金事業に橋梁補修事業費 3, 5 3 0 万円を追加するなど、3, 0 9 1 万 2, 0 0 0 円を減額、これら合わせて 1, 8 3 5 万 2, 0 0 0 円を減額。

3 項住宅費において、2 目住宅建設費に繰越明許費事業として、社会資本整備総合交付金事業によりパートナータウン町営住宅新築事業費 8, 4 1 0 万 2, 0 0 0 円を追加するなど、8, 3 1 9 万 2, 0 0 0 円を追加、これら合わせて 8, 3 6 9 万 2, 0 0 0 円を追加。

5項施設費に、街路灯電気料107万7,000円を追加するなど、82万3,000円を追加。

6項公共下水道費に、公共下水道特別会計繰出金43万円を追加。

8款消防費、1項消防費において、消防広域化に伴う消防救急無線デジタル化共同整備事業費1億1,126万9,000円を繰越明許費に組みかえるなど、東十勝消防事務組合負担金410万2,000円を減額。

2項災害対策費において、大津地区津波避難場所整備工事請負費353万5,000円を減額し、繰越明許費事業として、防災情報通信設備整備事業により、全国瞬時情報システム自動起動装置購入費616万7,000円を追加するなど、230万8,000円を追加。

9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費から高等学校等就学助成金など65万6,000円を減額、4目スクールバス管理費から、公用車修繕料など、60万3,000円を減額、これら合わせて142万9,000円を減額。

2項小学校費において、2目教育振興費に、副読本の印刷費94万5,000円を追加、これら合わせて126万9,000円を追加。

3項中学校費において、1目学校管理費に、校舎修繕料など67万4,000円を追加、

4項社会教育費において、1目社会教育総務費から、生涯学習公演事業講師謝金など66万8,000円を減額、4目える夢館費から舞台機器等操作業務委託料など29万9,000円を減額、これら合わせて112万2,000円を減額。

5項保健体育費において、2目体育施設費に総合体育館燃料費142万7,000円を追加するなど、83万円を追加。3目学校給食費に、給食用食器の更新費244万9,000円を追加するなど、194万9,000円を追加、これら合わせて257万6,000円を追加。

10款災害復旧費、1項農業用施設災害復旧費において、2目現年債復旧費から湧洞牧場看視舎災害復旧工事請負費5万5,000円を減額。

3項その他公共施設公用施設災害復旧費から、町有住宅災害補修費5万1,000円を減額。

11款公債費、1項公債費において、1目元金から長期債償還元金494万8,000円を減額、2目利子から同じく長期債償還利子124万6,000円を減額、合わせて619万4,000円を減額。

以上が、歳出にかかる補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、12ページをごらんください。

1款町税、1項町民税において、1目個人、2目法人、合わせて630万円を追加。

9款地方交付税、1項地方交付税に、1億1,504万7,000円を追加。

11款分担金及び負担金、1項分担金に、繰越明許費にかかる道営負担事業分担金4,364万円を追加。畜産担い手育成総合整備事業豊頃地区分担金1,109万4,000円を追加、合わせて5,473万4,000円を追加。

2項負担金において、一時保育料負担金など57万5,000円を追加。

12款使用料及び手数料、1項使用料において、1目総務使用料から河川沼堤防使用料など23万円を減額、6目土木使用料に、町営住宅使用料など90万3,000円を追加、これら合わせて77万3,000円を追加。

2項手数料において、1目総務手数料に、地籍図交付手数料27万5,000円を追加するなど、これら合わせて3万8,000円を追加。

13款国庫支出金、1項国庫負担金において、1目民生費国庫負担金から障害者自立支援給付費負担金など158万5,000円を減額するなど、これら合わせて163万5,000円を減額。

2項国庫補助金において、1目民生費国庫補助金から次世代育成支援対策事業補助金357万4,000円を減額し、繰越明許費にかかる障害者自立支援給付支払等システム改修事業補助金50万円を追加するなど、304万9,000円を減額、3目土木費国庫補助金に、社会資本整備総合交付金事業補助金道路住宅分、合わせて3,909万円を減額し、繰越明許費にかかる同事業道路分補助金2,145万円及び住宅分補助金3,922万円を追加するなど、2,158万円を追加、5目総務費国庫補助金に、地域の元気臨時交付金544万5,000円を追加。6目消防費国庫補助金に繰越明許費にかかる防災情報通信設備整備事業補助金615万6,000円を計上、これら合わせて2,960万1,000円を追加。

3項委託金において、1目総務費委託金から参議院議員通常選挙執行事務委託金21万1,000円を減額。

14款道支出金、1項道負担金において、1目民生費負担金から、障害者自立支援給付費負担金など65万8,000円を減額、これら合わせて68万3,000円を減額。

2項道補助金において、1目総務費補助金から町有林造林事業補助金など100万7,000円を減額、2目民生費補助金に重度心身障害者医療給付事業医療費補助金155万円を減額し、子育て支援対策事業補助金379万8,000円を追加するなど、183万7,000円を追加。

4目農林水産業費補助金から、繰越明許費にかかる管理省力化施設整備事業補助金110万円を追加し、林道専用道開設事業補助金298万4,000円を減額するなど、169万2,000円を減額。6目商工費補助金に、繰越明許費にかかる森林整備過疎化・林業再生事業補助金1,400万8,000円を追加、これら合わせて1,302万6,000円を追加。

3項委託金において、1目総務費委託金から各統計調査委託金2万5,000円を減額。

15款財産収入、1項財産運用収入において、1目財産貸付収入に、町有地貸付収入など85万6,000円を追加、これら合わせて97万1,000円を追加。

2項財産売払収入において、1目不動産売払収入に、町有林皆伐事業立木売払収入など809万3,000円を追加。

16款寄附金、1項寄附金において、2目指定寄附金に、ふるさと振興寄附金など35万円を

追加。

17款繰入金、1項繰入金から産業振興事業にかかる基金繰入金70万円を減額するなど、28万1,000円を減額。

19款諸収入、5項雑入において、3目高額療養費返還金から、重度心身障害者医療費高額療養費返還金など147万6,000円を減額、5目雑入から鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金165万円を減額するなど、38万4,000円を減額。これら合わせて196万2,000円を減額。

20款町債、1項町債において、3目衛生債から乳幼児等医療助成事業にかかる起債100万円を減額、5目土木債に社会資本整備総合交付金事業にかかる起債道路住宅あわせて1,960万円を減額し、繰越明許費にかかる同事業起債住宅分3,870万円を追加するなど、1,910万円を追加、6目消防債から天津地区津波避難場所整備事業にかかる起債410万円を減額し、消防救急無線デジタル化共同事業にかかる起債1億1,110万円を繰越明許費に組みかえるなど、670万円を減額、これら合わせて1,000万円を追加するものであります。

以上が歳入にかかる主な補正の内容であります。

次に、5ページ、第2表、繰越明許費についてご説明申し上げます。

2款民生費、1項社会福祉費に障害者自立支援システム改修事業費183万6,000円を計上、5款農林水産業費、1項農業費に、道営担い手支援型畑地帯総合整備事業費4,364万円及び小川排水機場附帯施設更新事業費210万円を計上、6款商工費、1項商工費にチャレンジショップ販売施設建設事業費950万円及び長節湖キャンプ場管理施設建設事業費2,600万円を計上、7款土木費、2項道路橋梁費に、社会資本整備総合交付金事業費3,530万円を、3項住宅費に同じく社会資本整備総合交付金事業費8,410万2,000円を、それぞれ計上、8款消防費、1項消防費に消防救急無線デジタル化共同整備事業費1億1,126万9,000円を、2項災害対策費に全国瞬時警報システム自動起動装置購入事業費616万7,000円をそれぞれ計上、これら合わせて9事業、3億1,991万4,000円を繰越明許費として翌年度に繰り越して事業を行うものであります。

次に、6ページ、第3表、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

最初に、本年4月から消費税等が改定させることに伴い、総合行政情報システム整備事業の限度額156万円を、一般廃棄物収集運搬業務委託料の限度額164万円を、公立学校共済組合教職員住宅譲渡代金の限度額46万3,000円を、それぞれ追加し、畜産担い手育成総合整備事業の限度額を3億913万9,000円に改め、庁舎及びえる夢館管理業務委託料について、期間を平成26年度、限度額を1,533万6,000円に、総合体育館管理業務委託料について、期間を平成26年度、限度額を638万5,000円と定め、それぞれ計上、既定の債務負担行為限度額にこれら合わせて6,714万3,000円を追加し、債務負担行為限度額の総額を3億3,452万3,000円と改め、定めるものであります。

次に、7ページ、第4表地方債補正についてご説明申し上げます。

公営住宅建設事業債において、社会資本整備総合交付金事業に3,710万円を追加。一般単独事業債において、茂岩新和町地区小規模治山事業から20万円を減額、消防救急無線デジタル化共同整備事業から160万円を減額、大津地区津波避難場所整備事業から410万円を減額、過疎対策事業債において町外通勤者助成金交付金事業から30万円を減額、福祉タクシー乗車券交付事業から60万円を減額、乳幼児等医療費助成事業から100万円を減額、社会資本整備総合交付金事業から1,800万円を減額、消防救急無線デジタル化共同整備事業対象起債の組み替えに伴い100万円を皆減、高等学校等就学助成事業から30万円を減額、既定の地方債限度額にこれら合わせて1,000万円を追加し、地方債限度額の総額を4億8,354万1,000円と改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

12ページ、1款町税。

(質疑なし)

●小野木議長 9款地方交付税。

(質疑なし)

●小野木議長 11款分担金及び負担金。

(質疑なし)

●小野木議長 12款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●小野木議長 13款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 14款道支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 15款財産収入。

(質疑なし)

●小野木議長 16款寄附金。

(質疑なし)

●小野木議長 17款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 19款諸収入。

(質疑なし)

●小野木議長 20款町債。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

11時まで休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出については、項ごとに質疑を受けます。

24ページ。1款議会費、1項議会費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 2款総務費、1項総務管理費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 2項徴税費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 3項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 4項選挙費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 5項統計調査費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明第1号。和田産業課長。

- 和田産業課長 説明資料の説明第1号をご覧いただきたいと思います。

説明第1号、道営負担事業の施行について。

農地の土地基盤整備のため、平成25年度繰越明許費において、道営負担事業を施行すること

とし、第5款農林水産業費に計上しております。

1、事業概要について。

事業施行箇所につきましては、次の1から3ページの事業施行位置図をご参照願います。

1ページ、対図番号①、事業名、二宮地区道営畑地帯総合整備事業。

全体事業費9,520万円、予算額20%の受益者負担として1,904万円。

事業内容は暗渠排水59.5ヘクタール。

2ページ、対図番号②、事業名、礼文内地区道営畑地帯総合整備事業。

全体事業費8,800万円、予算額20%の受益者負担として1,760万円。

事業内容は暗渠排水55.0ヘクタール。

3ページ、対図番号③、事業名、湧洞地区道営畑地帯総合整備事業。

全体事業費、3,500万円、予算額、20%の受益者負担として700万円。

事業内容、区画整理12.3ヘクタール。

全体事業費総額及び予算額総額は、表中記載のとおりであります。全体事業費は4,364万円となっております。また、この3事業は、平成28年度までの継続事業となっております。

2、事業主体は北海道であります。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

●小野木議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 先に進みます。

2項畜産業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4項水産業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6款商工費、1項商工費。

説明第2号、第3号、金川企画課長。

●金川企画課長 説明第2号、チャレンジショップ販売施設建設工事の施工についてご説明いたします。

平成25年度繰越明許費において、次のとおりチャレンジショップ販売施設建設工事を施工することとして、第6款商工費に計上したものであります。

本件は、国道38号茂岩入り口にあります豊頃物産直売所の並びにありますソフトクリーム販売施設の老朽化に伴い、国の森林整備加速化林業再生事業を活用し、施設を更新しようとするも

ので、既存のソフトクリーム販売に加え、カップ飲料水、コロッケなどの軽食販売が可能な施設として整備するものです。

工事施工位置図を次の1ページに、工事施工平面図を2ページに添付していますので、参照をお願いします。

工事名、チャレンジショップ販売施設建設工事。

工事予算額、950万円。

工事内容、チャレンジショップ販売施設、1棟。木造平屋建、間口7.28メートル、奥行き5.46メートルで、面積39.75平方メートル。

参考に既存施設は17.1平方メートルであります。

この施設の管理は、既存の直売所と同様に、豊頃物産直売所と無償賃貸契約を締結し、貸し付ける方向で考えております。

なお、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

次に、説明第3号、長節湖キャンプ場管理施設建設工事についてご説明いたします。

平成25年度に繰越明許費において、次のとおり長節湖キャンプ場管理施設建設工事を施工することとし、第6款商工費に計上したものであります。

本件は、長節湖観光施設の再整備事業として老朽化が著しい看視所と、昨年取り壊しました民間の売店機能の一部を合わせ持つ施設を、国の森林整備加速化・林業再生事業を活用し建設しようとするものであります。

工事施工位置図を次の1ページに、工事施工平面図を2ページに添付していますので、参照願います。

工事名、長節湖キャンプ場管理施設建設工事。

工事予算額、2,600万円。

工事内容、長節湖キャンプ場管理施設1棟、木造、一部2階建て、間口16.38メートル、奥行き9.1メートルで、面積149.05平方メートル。

施設内容として、1階は管理人室、売店コーナー、海を展望できるカウンター、観光案内展示、休憩コーナー、多目的イベントテラスなどを設置し、2階は海と湖が見える展望室を設置するものです。

参考に、既存施設はブロック造で30平方メートルの看視所がございます。

なお、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

●小野木議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

1番、杉野議員。

●1番杉野議員 チャレンジショップのほうはあれですけども、長節湖のキャンプ場の管理施設について伺います。

まだ、始まっておりませんが、平成26年度の予算の中には、茂岩高台のキャンプ場等の施設も予算化されているというふうに思っておりますが、これらの観光施設を結びつける動線なるもの、要するに観光客を呼び込むためのPR活動なり、それらに伴う観光施設の有効利用等々の考え方、このことについて伺います。

●小野木議長 答弁、金川企画課長。

●金川企画課長 現在、茂岩高台、茂岩山森林公園、それから長節湖のキャンプ場としてバンガロー等、それからキャンプ施設ということで、それぞれ設置をさせていただいて観光客の誘致を図っているところでございます。

現在、議員のおっしゃるとおり、それらを結びつける動線というのが確かに、それぞれ整備をされていないということでございます。平成26年度の予算に出させていただいておりますが、こうふく観光プロジェクトというものが、今商工会事業としてやってございまして、平成25年度調査事業、平成26年度、平成27年度のあわせて3カ年事業として、今、それぞれ観光のあり方、それから物産の販路拡大ということでやらせていただいております。

一つ、こうふく観光の中には、サイクルツーリングというものを今検討をさせていただいております、それぞれサイクリングという中で、それぞれ観光に結びつけられないかと、いろいろな整備というところがございまして、茂岩高台を起点として、そして長節湖を巡るルートですとか、いろいろなものを検討してございまして、そういうものも十分活用できるかなというふうに思っております。

●小野木議長 1番、杉野議員。

●1番杉野議員 私の考え方が、もう今の時代に合うのか合わないのか、自分でもよくわからないんですけども、我々の子どもたちのころというのは、夏休みになると学校でキャンプがあったというようなことだったのですが、近ごろはそういうことがあるのかどうかわかりませんが、管内小学校、中学校に、それぞれのアピールをしながら利用を促進していくというようなお考えがないのか、それともそういうことというのは、今の時代にマッチしていないのかどうか伺います。

●小野木議長 答弁、金川企画課長。

●金川企画課長 確かに昭和40年、50年代でございまして、長節湖キャンプ場におきましては、十数万人という利用者があったということで、それが平成の初めごろまで1万人を超す、それぞれキャンプ客で賑わったというところでございます。

ただ、近年は長節湖で5,000人ぐらい、それぞれ森林公園でもさほどキャンパーがいないと。今、学校で利用されているのは、例えば天津にいた学校の先生が管内に赴任をされて、また、海の見えるところというところで、それぞれ子供たちにキャンプをさせていただいていると

いう例もございます。

そういうことから、海のない町も多くございます。これら管理施設の整備によって、また、少しでもキャンプ場が賑わえるように、議員のおっしゃるとおり、その辺のPRにも進めてまいりたいというふうに思っております。

●小野木議長 1番、杉野議員。

●1番杉野議員 あわせて教育長に伺います。管内の小学校、中学校等の教育委員会の委員長会議等で、そういうことをお願いするというわけではないでしょうけれども、PRをしながら十分に、私どもの施設で今後新しい施設ができますので、よろしくお願ひしますというようなことを言っていただいではどうかというように思いますが、教育長に伺います。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 お答えを申し上げます。

管内の教育関係者の集まりというのは数多くありますので、施設等が完成の際には、今まで以上の学校利用もありますし、社会教育面での利用もあります。いろいろな利用の仕方があると思っておりますので、企画課と連携をしてPRに努めることは可能と考えております。

●小野木議長 7番、長谷川議員。

●7番長谷川議員 今の同僚議員と重複する箇所があるかもしれませんが、二つに分かれてお聞きしたいと思います。まず、長節湖の施設についてお伺いいたします。

その前に、長節湖の人の出入りといいましょうか、先ほど課長の答弁では昔は10万人とかというようなことも答弁しておりましたけれども、現在何年間の間で、長節にどれくらいの入り込みがありますか、概算で結構ですよ。そして、それが町の観光に役立っているのか、その辺も行政としてはどういうふうに考えているか。

それから、せつかくあそこに道の駅まがいのものをつくって、あれと例えばパークゴルフ場の上にありますね、そういうものと連結して、人の喚起をするということが全くなされてない。ですから、今同僚議員が言ったように、とりあえず子供も少なくなっているし、社会の環境がものすごく著しく違っているわけですよ。ですから、そこで課長が望むような結果というのは、私は非常に難しいと思います。その辺も含めてお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、金川企画課長。

●金川企画課長 長節湖のキャンプ場の入り込み数でございますが、昨年、管理人に車の台数、それからそれぞれ何人乗られているかという調査をしていただいて、その数字が約5,000名の入り込みということになってございます。バンガローの利用客がたしか244名、60件でございました。町史を見ますと、昭和40年代には十数万人が入り込んでいるということで、それぞれ避暑に訪れる方だとか、相当数がいらしたのかなと。過去にはキャンプ場の駐車場も有料でということで、それぞれ賑わったというふうには思っております。

ただ、昨今やはりキャンプ客ですとか、それぞれやはり施設を分散をされる。それから少子化

ですとか、そういう影響もあるのだろうなというふうに思っておりますし、昨年取り壊しました売店もかなり現在のニーズにも合っていなかった、かなり古かったというところもあるかなというふうには思っております。

それから、茂岩高台等の連携、非常に難しい話だとというふうに思っております。ただ、町内の入り込み数でいきますと宿泊から全て、ハルニレの木ですとかもろもろ精査をさせていただきますと、6万数千人になります。長節湖のキャンプ場はその1割に当たりますので、それらを十数万人というわけにもいきませんが、できるだけこういう施設、それから先ほど言いましたこうふく観光、フットパスですとか、いろいろなもろもろの事業を展開をしながら、少しでも拡大していきたいというふうに思っております。点と点を繋ぐというところについては、先ほど杉野議員にもご説明しておりますが、今こうふく観光という中で、いろいろ事業等を検討しながらやってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

●小野木議長 7番、長谷川議員。

●7番長谷川議員 この結局3施設というのは、昔、長節湖で事故があるといえますか、そういうことを未然に防ぐですとか、そういう啓蒙をするのですか、そういうことも含めて管理者がいた。そのための管理棟もあったと、そういうことが大きな目的だったと思うわけですね。時代の変遷で、あれだけあった売店も町のほうに処分してもらったといえますか、そういうような時代の流れを何かちょっと思うときに、この施設を見ると売店だとかと書いてますね。ちょっと流れに逆行しているのではないかという思いがあるわけですが、その辺についてはどうでしょう。

●小野木議長 答弁、金川企画課長。

●金川企画課長 管理人につきましては、それぞれキャンプ場の管理、それから湖沼、それから海がございますので、それらの危険予防ということで、1名はその期間当直、1名は補助という形の中で、観光協会に委託をし置かせていただいております。

それから、この施設につきましては、管理施設が主でございますが売店コーナーにつきましてもある程度簡易的なものを置いて、できればちょっとしたカップ麺だとか、そういうものを、キャンプに来られた人に提供したいと。ただ、売店のやっぱり衰退に至ったのはコンビニですとか、そういうところから皆さんかなり買ってこられてというところで、そういうごみはかなり散乱をしているということもございました。

●小野木議長 7番、長谷川議員。

●7番長谷川議員 例えば、この施設ができて売店というコーナーがありますね、これは課長はどの辺から、例えば募集をするわけですか、それとも既存の業者に入る。大津にお店がなくなったのはご存じですね。ですから大津でいろいろ問題があったものは茂岩のお店屋さんに来て、そこで商売をやっていただくということも非常に不可能なことだと思いますし、大変なことだと

思います。期間として本当に短いのですよね、この長節湖の利用期間というのは。ですけど、やっぱりこういう施設というのは観光地として売り込んだわけですし、歴史があるわけですから当然必要かなという思いもあります。ですから、その辺について、運用面において十分に検討をしていただきたい、このことをお願いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご指摘のとおりだと思いますけれども、ご覧のとおり過日の新聞によりますと、十勝管内で本町の観光入り込みが1番最低でありまして、やはり今まであった施設をもう1回見直しをして、それなりの近代的な施設にする。さらには、今、長谷川議員が心配されておりました売店をする方等についても、これから十分に検討をして、やはり財政的にも支援していかないと、なかなかそこで売り上げで自分の賃金を求めることは難しいので、その辺も十分そういった売店なんかに関心の高い方については面接なり、またお話し合いをして、少しでも負担のかからない方法で短い期間でもやっていただく。

そして、もう一度、一時のような長節湖の繁栄はできないかもしれませんが、何としましても自然豊かなものを持っておりますので、我が町のそういった財産を有効利用にしたいというふうに、また考えております。

それから、茂岩山の高台についても、非常に古い施設になりましたから、新しい施設で若い者も来れるような、そういった施設を取り組んでいきたいというふうに考えております。これからまた、いろいろと条件等もあると思いますけれども、職員ともども頑張って観光のほうに力を入れていきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 先に進みます。

7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2項道路橋梁費。

説明4号、渡部施設課長。

●渡部施設課長 説明第4号、町道整備工事の施工についてご説明いたします。

このたび、国の補正予算に伴い事業促進を図るため、平成25年度繰越明許費として、第7款土木費に計上するものであります。

工事箇所につきましては、別に施工位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

工事概要について説明いたします。

対図番号1ページ。

社会資本整備総合交付金事業、橋梁補修工事。

工事予算額は、2,130万円

工事内容は橋梁補修2橋。これは橋梁長寿命化修繕計画に基づき補修を行い、橋梁の長寿命化を図るものであります。

なお、契約の方法につきましては、指名競争入札により行いたいと考えております。

よろしく願いいたします。

●小野木議長 説明が終わりました。質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3項住宅費。

説明第5号、渡部施設課長。

●渡部施設課長 説明第5号町営住宅整備工事の施工についてご説明いたします。

このたび国の補正予算に伴い事業促進を図るため、平成25年度繰越明許費として第7款土木費に計上するものであります。

施工位置及び住宅の平面図につきましては、別に図面を添付しておりますので、ご参照を願います。

工事概要について説明いたします。

対図番号、1ページ。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。

工事名、パートナータウン町営住宅新築工事。

工事予算額は、6,739万2,000円。

工事内容は、2LDKタイプ、木造平屋建て2棟4戸。住戸専用面積、1戸当たり66平方メートル、カーポート、2棟4戸。

続きまして、工事名、パートナータウン特定工事。

工事予算額は、1,602万8,000円。

工事内容は、道路工事。幅員4.5メートル、延長159メートル。給水施設、径75ミリメートルが延長56メートル、径30ミリメートルが延長139メートルであります。

なお、契約の方法につきましては、指名競争入札により行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

●小野木議長 説明が終わりました。質疑を受けます。

質疑はありませんか。

1番、杉野議員。

●1番杉野議員 先ほどの委員長の報告でも、昨年建設された住宅の内容については報告のとおりでありますけれども、実際に工事完工と同時に調査をさせていただいておりますので、中に入って居住されておられる方の意見というものは委員会としては聴取をしておりません。

これ担当課の中で、居住されている方の意見聴取等について行われているのかということをも
ず伺いますけれども、内容は昨年のこの設計図面を見せていただいたときから、防音の状態はど
うなのだろうということで、委員会の調査の中では十分な防音遮壁がされていると、天井裏まで
壁を上げてますということで、伺っておりますけれども、実際に居住されている方たちに、その
意見聴取等をされているのかどうか、伺います。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 昨年12月に完成しまして、12月末に4名の方が入居されておりますが、そ
の後、苦情等は来てませんが、特に町のほうから意見を聴取しているということは、今のところ
ありません。今後その辺も含めて調査し、新年度の工事にこのたびの工事の設計に活かしてい
きたいというふうに考えております。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 先に進みます。

5項施設費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8款消防費、1項消防費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2項災害対策費。

説明6号、山本総務課長。

●山本総務課長 説明第6号、全国瞬時警報システムの自動起動装置の購入についてご説明しま
す。

このシステムは平成22年度に設置しておりまして、現在、役場庁舎、大津支所、豊頃消防署
にそれぞれ受信施設を設置しております。

このたびの補正は、国の防災情報通信設備整備事業により、本町に伝達されたこれら非常時の
緊急情報を町防災行政無線に連結するための自動装置を購入するものでありまして、これらの情
報を伝達することにより、より町民の警戒態勢や迅速な避難等を促すことを目的とし、防災減災
の強化を図るものでございます。

事業の概要でございますが、事業名は全国瞬時警報システム自動起動装置の購入事業。

事業予算額、616万7,000円。

事業内容は、全国瞬時警報システムの自動起動装置等一式を購入するものでありまして、繰越
明許費により行い、第8款消防費に計上したものであります。

なお、契約の方法につきましては、指名競争入札により行うものでございます。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 説明が終わりました。質疑を受けます。

質疑はありませんか。

1 番、杉野議員。

●1 番杉野議員 この予算内容についてではないのですが、事前に受信機を購入して各戸に配布されてますね。高齢の方が多い地域なだけに、使用の方法、または置く場所によって受信がなされないとか、さまざまなお意見をいただきました。このお正月にかけてお会いした方たちに意見をいただいております。その後、役場のほうにもお話があったかと思っておりますけれども、その対応等についてどのように解消されていかれているのか伺います。

●小野木議長 答弁、山本総務課長。

●山本総務課長 今、ご質問の内容は町の行政無線の戸別受信ラジオの関係かと思っておりますが、1月の末に地区においての津波避難警報の説明とあわせまして、各戸に配布する消防ラジオの説明も一旦行った中で、それぞれ各戸に持ち帰っていただいて受信可能かどうか等についても、確認をいただきながら進めてきておりましたが、今ご指摘のとおり、出力が町の行政無線は通常の民間のラジオ放送等々の出力よりもかなり小さい関係がありまして、室内において、なかなか受信が十分でないというような情報をいただいております。2月21日まで、その説明会で受け取りに来られなかった方々についても、支所のほうで配布を行っておりましたが、そういう情報をいただいておりますので、2月の最終の週になりましたけれども、室内アンテナ等の設備を附随することで受信が可能かどうかというようなことも含めながら、受信が不感のところについては、それぞれ職員がお邪魔をさせていただいて、改善等を利用の説明も含めながら何とか受信が可能になるように対応しているところでありまして、今後においても、そういう中で対応を進めていき、十分に受信が可能になるよう努めていきたというふうに考えております。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

7 番、長谷川議員。

●7 番長谷川議員 ちょっとお伺いしたいのですが、ここで15節にですね工事請負費で減額になってますね。これはどういうことの減額でしょうか。

●小野木議長 答弁、山本総務課長。

●山本総務課長 大津地区避難場所の築山の整備工事の減額の件だと思っておりますが、入札等によりまして工事がほぼ終了する段階に来ておりまして、これの執行残による減額でございます。

●小野木議長 7 番、長谷川議員。

●7 番長谷川議員 築山はあれでも完成したと思っております、行政は。

●小野木議長 答弁、山本総務課長。

●山本総務課長 今回の減額補正は、国道336号の高台に整備しておりました工事費に伴う減額でございます。

●小野木議長 7番、長谷川議員。

●7番長谷川議員 では、あそこの大津の入り口につくっていただいた築山とは関係ないということですか。

●小野木議長 答弁、山本総務課長。

●山本総務課長 今ご説明したとおり、この減額については、あくまでも国道336号の高台の緊急避難場所の整備工事に伴う執行残の減額でございます。

●小野木議長 先に進みます。

9款教育費、1項教育総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2項小学校費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3項中学校費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 10款災害復旧費、1項農業用施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3項その他公用施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 11款公債費、1項公債費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第2表、繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページ、第3表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページ、第4表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 35ページ、出産育児費で、前年度の予算から見ますと半分くらいしか実は使ってないという言い方は悪いのですけれども、利用しないわけですから、この原因というのは、子供さんが少なくなったということですか。

●小野木議長 答弁、岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 国保加入者の方における出産時の一時金として支払われる額ですので、予算計上したものに比べて出産児が少なかったということであります。予算を減額させていただいております。

以上です。

●小野木議長 3番、菅谷議員。

●3番菅谷議員 人数でちょっと教えていただきたいと思います。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

答弁、岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 お答えいたします。

当初予算では15人の出産を予算として見ておりましたが、結果的に7人という結果に終わりましたので、8人分の予算が減額になってございます。1件当たりの出産一時金の額は42万円でございます。

以上です。

●小野木議長 3番、菅谷議員。

●3番菅谷議員 予算420万円でないのですか、当初予算を見積もるときに、この金額の差というのが予算を査定する中において、どうだったのかなという疑問が持てるのですよ。その辺、もし査定時の考え方なり何なりというものが、今15人の7人だというからわかるのですけれども、査定の仕方についてちょっとお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 出産はこの予算については、国保関係者で通常私の町で20名前後ぐらいなのですが、特にこういう出産というのは即現金で出すものですから、補正はまずできないから、少し余裕を見て、そして予算計上して、最終的には判断して、こういう形の8人。通常はやはり10人以上期待をして予算を組みますので、そういう関係上、残るということでご理解いただきたいと思っております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

3番、菅谷議員。

●3番菅谷議員 43ページをお願いいたしたいのですけれども、43ページの子宮頸がんのヒブ小児用肺炎球菌予防接種についてでございますが、これも実は300万円予算組んでましたよね。いろいろとの中で障害がありますよとか、何とかというお話がございまして、減ったのだというふうに思いますけれども、受けられた方がいらっしゃるのだと思いますけれども、予算額の半額の方が受けられて、半額の方が受けていないと。受けられた方に対するそういう障害がありますよという場合の、いろいろなことはおそらく本人にも伝えていると思いますけれども、その辺のことについてお伺いいたしたいと思います。

●小野木議長 答弁、岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議員ご質問の子宮頸がんの予防ワクチンについてなのですが、平成25年につきましては、対象の方が21名おられました。このワクチンについては1回目の接種以降半年、7カ月以内に3回打つというワクチンでございまして、対象21人のうち2名の方、いずれも1回のみ接種にとどまっております。それも平成25年4月、定期接種となり積極的に接種するように勧奨していたところですが、平成25年6月、接種後に副反応が見られる症例が幾つかありまして、それらについて厚生労働省で調べた結果、市町村においては積極的に勧奨を進めないでいただきたいというお話がありまして、本町におきましても、平成25年6月20日に対象者となっております21名の方に、予防ワクチンの接種について副反応が見られる等々の内容を記した積極的に勧奨を進めないよという文書を出しております。それらにおいて、接種の数が少なかったために予算を減額させていただいた次第です。

以上です。

●小野木議長 3番、菅谷議員。

●3番菅谷議員 接種された方に、今までの中でそういう異変といいますか、そういう兆候というのはいなかったのですか。

●小野木議長 答弁、岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 本町におきましては、平成23年度以降77名の方が、平成23年平成24年、25年度のお二人を含めて77名の方が接種してございます。接種率につきましては65.2%となっておりますが、いずれの保護者からも、副反応に関する問い合わせ等々がないというのが実情でございます。

●小野木議長 3番、菅谷議員。

●3番菅谷議員 今後は、町としては厚生労働省の指導を受けながら、あるいは道なり、今の指導を受けながら、そうすると進めていくという考え方ですか。

●小野木議長 答弁、岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 答弁させていただきます。

本年1月にワクチンの検討部会が厚生労働省のほうで行われているようでございます。そのときにも、副反応と報告された症例等々について、一定の合意が得られたが積極的な接種勧奨の再開については、まだですよということで、厚生労働省からの通知が入ってございますので、それらも踏まえて本町としても積極的に接種勧奨は行わないということで予定してございます。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号

●小野木議長 日程第7 議案第9号平成25年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第9号平成25年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,182万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,835万5,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものでございます。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書84ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、システム改修委託料など合わせて1,01万4,000円を追加。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費から療養給付費2,400万円を減額し、3目一般被保険者療養費に30万円追加するなど、合わせて2,370万円を減額。

同2款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費から高額療養費150万円を減額。

同じく4項出産育児諸費、1目出産育児一時金から出産育児一時金336万円を減額。

3款後期高齢者支援金等から、後期高齢者支援金30万2,000円を減額。

6款介護給付費納付金から15万6,000円を減額。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金から高額医療費拠出金213万6,000円を減額し、2目保健財政共同安定化事業拠出金から保険財政共同安定化事業拠出金248万9,000円を減額するなど、合わせて462万5,000円を減額。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費から特定健診事業費負担金など合わせて20万円を減額。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金に平成18、19年度国庫負担金等精算返還金として、58万5,000円を追加。

同10款、3項一般会計繰出金に繰出金41万9,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、80ページ、歳入をごらんください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金から、療養給付費負担金の減額、後期高齢者支援金負担金の追加などを合わせて1,085万円を減額し、2目高額医療費共同事業負担金から共同事業負担金38万円を減額するなど、合わせて1,123万円を減額。

同2款、2項国庫補助金、1目財政調整交付金から普通調整交付金2,787万1,000円を減額、特別調整交付金200万円を追加するなど、合わせて2,587万1,000円を減額し、2目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として2万3,000円を計上するなど、合わせて2,584万8,000円を減額。

3款療養給付費交付金に、現年度分後期高齢者支援交付金25万円を追加。

4款前期高齢者交付金から、現年度分前期高齢者交付金14万8,000円を減額。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金から38万円を減額。

2項道補助金、1目財政調整交付金から、普通調整交付金1,298万7,000円を減額、特別調整交付金に1,148万円を追加するなど、合わせて150万7,000円を減額。

6款共同事業交付金に、高額医療費共同事業交付金211万9,000円を追加し、保険財政共同安定化事業交付金866万7,000円を減額するなど、合わせて654万8,000円を減額。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金から、出産育児等繰入金を減額し、保険基盤安定繰入金、その他繰入金を追加するなど、合わせて606万4,000円を追加。

2項基金繰入金に国民健康保険基金繰入金として、525万4,000円を追加。

9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金に226万8,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

80ページ、2款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 3款療養給付費交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款前期高齢者交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款道支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 6款共同事業交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 8款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 9款繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

84ページ、1款総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 2款保険給付費。

(質疑なし)

●小野木議長 3款後期高齢者支援金等。

(質疑なし)

●小野木議長 6款介護納付金。

(質疑なし)

●小野木議長 7款共同事業拠出金。

(質疑なし)

●小野木議長 8款保健事業費。

(質疑なし)

●小野木議長 10款諸支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

残余の審議は、午後1時からとします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第10号

- 小野木議長 日程第8 議案第10号平成25年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

- 岩城福祉課長 議案第10号平成25年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ963万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,453万5,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものでございます。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、104ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、介護保険事務システム改修委託料など、合わせて33万2,000円を追加。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費から、認定審査会共同設置負担金9万7,000

0円を減額し、2目認定調査等費に主治医意見書作成料ほか10万9,000円を追加するなど、合わせて1万2,000円を追加。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費から居宅介護サービス給付費など、合わせて920万円を減額。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費から、介護予防サービス給付費など、合わせて113万円を減額。

同じく2款4項高額介護サービス等費に、高額介護サービス費30万円を追加。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費に、介護予防サービス計画作成委託料5万2,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、100ページ、歳入をご覧ください。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目地域支援事業手数料に介護予防サービス計画手数料5万2,000円を追加。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金から、現年度分介護給付費負担金218万4,000円を減額。

2項国庫補助金、1目調整交付金から、介護給付費調整交付金27万3,000円を減額。

4目事務費補助金に、システム改修事業事務費補助金として21万円を計上するなど、合わせて6万3,000円を減額。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金から、現年度分介護給付費負担金481万8000円を減額。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金から現年度分介護給付費交付金505万9000円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金から介護給付費繰入金を減額し、その他繰入金を追加するなど、合わせて40万7,000円を減額。

2項基金繰入金から介護給付費準備基金繰入金、261万4,000円減額。

8款繰越金に前年度繰越金として545万9,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

100ページ、2款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●小野木議長 3款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款道支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 7款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2款保健給付費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号

●小野木議長 日程第9 議案第11号平成25年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第11号平成25年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,379万円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、118ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から、印刷費6,000円を減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金に、保険料等納付金54万9,000円を追加するなど、合わせて7万6,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、116ページ、歳入をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料に、現年度分保険料54万9,000円を追加。

2款繰入金、1項他会計繰入金から事務費等繰入金47万3,000円を減額。

5款広域連合支出金から、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金6,000円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

116ページ、1款後期高齢者医療保険料。

(質疑なし)

●小野木議長 2款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款広域連合支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

118ページ、1款総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質疑なし)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

●小野木議長 日程第10 議案第12号平成25年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第12号平成25年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,228万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものでございます。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、130ページ、歳出からご説明いたします。

2款診療所費、1項診療諸費、2目診療所運営費に、大津診療所委託料35万円を追加。

3款歯科診療所費、1項歯科診療所費、1目歯科診療所管理費から、備品購入執行残13万1,000円を減額。2目歯科診療所運営費から、診療所運営委託料40万円を減額するなど、合わせて53万1,000円を減額するものであります。

これら歳出に要する財源として、128ページ、歳入をご覧ください。

2款繰入金、1項他会計繰入金から、豊頃医院運営費ほか25万7,000円を減額。

3款繰越金に、前年度繰越金と12万6,000円を追加。

4 款諸収入、1 項診療報酬収入から、歯科診療所分 40 万円を減額するなど、合わせて 5 万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

128 ページ。2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款諸収入。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

130 ページ。2 款診療所費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 13 号

●小野木議長 日程第 11 議案第 13 号平成 25 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第 13 号平成 25 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 429 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,087 万 6,000 円と定めるものであります。

本補正予算は主に予算精査によるものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

144 ページ、歳出からご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費において、浦幌町簡易水道分水負担金 200 万円を減額。消費税 142 万 3,000 円を減額するなど、323 万 3,000 円を減額。

2 目簡易水道整備費において、工事請負費請負残 56 万 1,000 円を減額するなど、106 万 1,000 円を減額、合わせて 429 万 4,000 円を減額するものであります。

次に、142 ページ、歳入についてご説明いたします。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料 105 万円を減額。

2 項手数料を 8 万円を減額。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金 9 万 2,000 円を減額。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 257 万 2,000 円を減額。

5 款町債、1 項町債 50 万円を減額補正するものであります。

次に、136 ページ、第 2 表債務負担行為の補正であります。簡易水道維持管理業務委託料に消費税率改定分として、限度額に 14 万 3,000 円追加するものであります。

次に、137 ページ、第 3 表地方債の補正であります。簡易水道整備事業債の限度額を 5,780 万円に、過疎対策事業債の限度額を 4,270 万円にそれぞれ改め、地方債限度額総額を 1 億 50 万円に改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

142 ページ、1 款使用料及び手数料。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 2 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 款町債。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 4 4 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 次に、1 3 6 ページ、第 2 表、債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、1 3 7 ページ、第 3 表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番杉野議員。

●1 番杉野議員 少しだけ気になったので、浦幌の簡易水道の分担金、この項目というのはもともとが確定している予算組みをされるものかなという思いがあったのですが、この執行残について。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 この浦幌町簡易水道分担金というのは、豊頃地区で浦幌町の水を買って町内の家庭に給水している分でございます。ですから、毎月毎月使った分だけお支払いすることになりますので、結果として 2 0 0 万円予算が執行残として残ったということでございます。

●小野木議長 1 番杉野議員。

●1 番杉野議員 使用料の部分ということですか、使用料の部分ということであれば、余りにもきれいなゼロの並び方かなと思いますけれども。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 使用料ではありません。あくまでも分水の負担金なのですが、浦幌町の水を一括して豊頃町が買って、それを負担金を払って購入して、その水を利用して豊頃町の各戸に給水しているということでございます。料金については、町で豊頃町が各戸から徴収してございま

す。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

●小野木議長 日程第12 議案第14号平成25年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第14号平成25年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,279万2,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、新たに公共枿を設置する必要があることによるものであります。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

158ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、2項施設管理費、1目下水道施設管理費において、公共枿設置工事費50万円を追加するなど、合わせて43万円を追加するものであります。

次に、156ページ、歳入についてご説明いたします。

4款繰入金に一般会計繰入金43万円を追加補正するものであります。

次に、152ページ、第2表、債務負担行為の補正であります。水洗便所改造等資金貸付事業に対する損失補償は、平成25年度において借入者がいなかったため、限度額110万円の全額を減額、処理場維持管理業務委託料に消費税率改定分として限度額に42万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

156ページ。

4款繰入金。

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

158ページ。

1款総務費。

(質疑なし)

- 小野木議長 次に、152ページ。

第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎ 町政執行方針及び教育行政執行方針

- 小野木議長 日程第13 平成26年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を求めます。

初めに、平成26年度町政執行方針について説明を求めます。

宮口町長。

- 宮口町長 平成26年度の町政執行方針について申し上げます。

はじめに、先人の堅忍不拔の開拓精神をもって拓かれた本町は、十勝発祥の地として130有余年の歴史を歩む中であって、本年度は、昭和40年の町制施行以来、50周年を迎える記念すべき節目の年となります。

改めて、諸先輩各位の惜しみない愛郷心と弛まぬ努力に、深く敬意を表し、心から感謝を申し上げます。

これからのまちづくりにおいても、基本理念であります報徳のおしえを礎に、町民の皆さんとともに温もりと魅力あふれる、ふるさと豊頃町の実現と限りない発展を目指し、まちづくりの基本指針であります第4次豊頃町まちづくり総合計画の実現に積極的に取り組み、活力に満ち、安心して暮らせるまちづくりを力強く推し進めてまいります。

ここに、平成26年豊頃町議会第1回定例会の開催に当たり、町政執行への所信を申し述べ、町議会を初め町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2、町政に臨む基本姿勢。

今日我が国における政治経済情勢は、近隣諸国との領有権問題など外交・安全保障に複雑な課題を抱え、さらに、特定秘密保護法や防衛政策を含めた国家安全保障に関する種々の改革・議論が進められておりますが、国民的理解が十分に得られているか不安を覚えるところでもあります。

国内経済においては、デフレ脱却に向けた金融政策の量的・質的緩和と公共事業の拡大など景気刺激策により民間活力も増大し、経済の上向き感がもたらされているものの、地方における経済波及は実感を伴うところまで至っていない状況であると言えます。

また、来月から消費税の引き上げが実施され、経済の下振れが懸念されるとともに、難航している環太平洋経済連携協定（TPP）協議の政府間交渉の行方によっては、本町の基幹産業並びに商工業にも大きな影響を与えるものと危惧しているところでもあります。

このような変革の時にあって、基幹産業の基盤整備と活力ある商工観光施策を推進し、豊かな地域経済を目指すとともに、生活環境の整備や心が通う福祉・健康づくり施策に積極的に取り組み、ふるさとの暮らしを守り、子育て支援や教育施設の整備に努め、地域とともに支える豊かな教育環境の充実を図ってまいります。

また、健全な行財政の運営に努め、町民と行政が英知を出し合い、ともに支え合うまちづくりを推し進め、我が町の将来の確かな展望を持ち、生まれ育ったことに自信を持てるまちづくりに全力を尽くしてまいります。

以上、町制に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

3、主要な施策の推進。

(1) 快適で魅力あるまちづくり。

少子高齢化、過疎化など本町の現状を踏まえ、町民の生活基盤の向上に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

最初に、住宅環境の整備については、社会資本整備総合交付金事業により町営住宅2棟4戸を平成25年度繰越明許費で建設するとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅の適切な改修や維持管理に努めてまいります。

次に、道路網の整備ですが、主要な幹線道路及び地域の基幹的道路については、年度別事業計画により改良舗装を進めてきたところでありましたが、社会資本整備総合交付金事業により平成25年度の繰越明許費で橋梁長寿命化計画に基づく橋梁補修工事を実施するほか、町道の改良舗装工事、歩道設置工事など継続するとともに、新たに統内16線の改良工事を実施してまいります。

また、住民の生活や産業活動に支障を及ぼさないよう、舗装路面の補修、冬季間の除排雪など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

次に、簡易水道事業では、各ポンプ場施設などの電気計装・機械設備等の更新を実施し、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道については、管渠改修工事を継続して実施し、適切な維持管理に努めるとともに、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置についても継続して助成してまいります。

次に、防災対策については、防災情報通信整備事業を活用し、全国瞬時警報システムの自動起動装置を平成25年度繰越明許費により設置するとともに、老朽化した町の防災行政無線システムの親局となる操作卓及び遠隔制御局の更新を行い、発災時の情報発信機能の維持向上を図ってまいります。

また、関係機関の協力を得ながら国道336号の高台の津波緊急避難場所の整備が完了することから、当該緊急避難場所へ避難訓練についても地域と打ち合わせを行い実施するなど、防災・減災対策を推進してまいります。

次に、施設介護等における高齢者福祉対策については、社会福祉法人や民間企業により進められておりますが、包括的な高齢者対策が必要であると考えており、福祉ゾーン整備構想を設定し、構造の具体的な計画について、関係団体と検討協議を進めているところであります。

本年度は、計画を取りまとめ、できるものから実施してまいりたいと考えております。

なお、町の福祉施策の一端を担っております社会福祉協議会の事務所を含め、平成23年度に取得した旧茂岩河川事務所の改修を行い、環境整備を進めてまいります。

次に、移住・定住促進については、昨年度、定住促進賃貸住宅建設助成を行い、町内勤労者の定住促進に努めておりますが、今後も積極的に定住促進を講じるとともに、一定要件のもと民間賃貸住宅に入居する方に対し新たに家賃助成を行うほか、定住促進等住宅取得助成についても継続して実施し、移住・定住の促進を図ってまいります。

次に、町民の足として5年目を迎えたコミュニティバスの運行は、利用者数も順調に推移しており、高齢者を含めた交通弱者の方々が利用しやすい運行となるよう、今後も利用者要望に柔軟

に対応しながら、運行時間など利便性の向上を図ってまいります。

また、町有バスについても、コミュニティバス同様に利用者の意見を繁栄させながら、スクールバスとの連動など、効率的で安定した運行体制を維持してまいります。

次に、廃棄物の処理と環境安全対策ですが、本町の一般廃棄物処理については、その基本計画に基づき十勝環境複合事務組合に加盟し、中間処理及び最終処分を計画的に行っているところがあります。

ごみの総排出量は、横ばいで推移しておりますが、リサイクルごみが年々減少し、可燃・不燃ごみが増加傾向にあり、今後も減量化、再資源化の意識定着を図るため、ごみ分別辞典の改訂版を全戸に配付するとともに、広報紙等を活用し、ごみの減量化に向けた啓蒙を図ってまいります。また、PCB廃棄物であります照明器具の安定器を処理する施設が、昨年から室蘭市内で稼働したことから、保管していたPCB廃棄物の処理を実施するとともに、閉鎖した旧清掃センター焼却施設及び旧安骨最終処分場の安全な管理に努めてまいります。

次に、葬祭場について、築後35年が経過し老朽化が進んでいることから、今後、改築を含め検討し、豊頃町まちづくり総合計画の後期計画に反映してまいります。

また、茂岩高台墓地の整備は、これまで計画的に歩道通路の簡易舗装を進めてまいりましたが、本年度は、未舗装分の歩道通路及び駐車場の舗装整備を実施いたします。

(2) 豊かな資源を生かしたまちづくり。

本町の基幹産業にとって、TPP協議の行方に危機感を覚えるところではありますが、農林水産業の体質強化を推進し、商工業の活性化を図り、明るく豊かな地域経済の発展に、積極的に取り組んでまいります。

最初に、農業振興であります。畑作においては、本町の地理的条件から湿害に強い土地基盤の整備が重要であります。このため、平成25年度繰越明許費を含め、計画的に継続実施する土地改良事業のほか、新たに農地基盤整備促進事業を導入するとともに、農業協同組合と連携する緊急農地基盤整備事業など、明渠暗渠排水施設等基盤整備を推進してまいります。

また、畜産については、畜産担い手育成総合整備事業を継続実施するとともに、資材の高騰対策として家畜飼養用水緊急支援対策事業や良質な自給飼料の確保を図るため、酪農畜産生産基盤強化事業に取り組むなど、畜産経営の維持安定に努めてまいります。

次に、林業の振興については、本町の農業、漁業にとって重要な役割を担っております。このような多面的機能を有する森林には永続性が求められており、未来につなぐ森づくり推進事業や町産業振興事業助成により、積極的に民有林の造林を奨励してまいります。

また、町有林においても、造林や保育事業など計画的に実施するとともに、これらの事業展開の効率化・低コスト化を図るため、林業専用道路開設事業を推進してまいります。

さらに、エゾシカなどによる農林業被害対策として、本年度も豊頃猟友会の協力により、有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を実施するなど、被害の拡大防止に努めてまいります。

次に、水産業の振興については、現在、大津漁港は長期整備計画により整備が進められておりますが、さきの震災を教訓とする設備整備が本計画に盛り込まれ、本年度から船揚場の嵩上げとともに、新たな上架施設の整備も進められる計画であります。防災・減災の観点からも、早期整備完了に向け、要請してまいります。

また、大津漁業協同組合が設立60周年を迎えるのを機に、組合有志による記念碑の建立計画が進められており、これらにあわせて、漁港内環境施設用地に遊歩道やあずまやを配置した大津漁港マリビジョン公園を整備いたします。

ここ数年、不漁が続いておりました主要漁業である秋サケ定置漁は、昨年、漁獲が回復傾向に転じました。本年度においても資源増大に向けたサケ増殖事業に対し積極的な支援を行い、さらなる豊漁を期待するところであります。

また、近年、資源が漸増しているマツカワの種苗中間育成事業や漁業青年部が取り組んでいる新規魚種開発事業に助成するとともに、北海道が進める広域漁場整備事業による、大型魚礁整備やシシャモ、毛ガニの資源管理型漁業の継続など、沿岸漁業資源の維持増大を図り、永続的な水産業の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興については、中小企業融資制度の実質無利子化の継続とあわせ融資制度の拡大とともに、地元購買力の促進を図るため、引き続きプレミアム付商品券発行事業を実施いたします。

また、本町の人口減少に伴う購買力の低下に加え、老朽化の進んでいる店舗もありますので、本年度、町産業振興事業の拡充により、店舗の改修費用の助成制度を創設するなど、商工業の活性化を図ってまいります。

さらに、茂岩入り口のチャレンジショップ（ソフトクリーム等販売施設）を平成25年度繰越明許費により整備し、物産販売と合わせた購買人口の拡大に努めてまいります。

次に、観光振興、物産開発では、平成25年度繰越明許費により、長節湖キャンプ場管理施設を建設するとともに、茂岩山自然公園の老朽化した焼き肉施設の改築やグリーンハウスの改修など、観光・公園施設の環境整備を行い、利用客の利便性を高め、減少傾向にある交流人口の拡大を図ってまいります。

また、昨年度から商工会が事業主体で進めているサイクルツーリズム及びマーケティングの開発を核とした「こうふく観光プロジェクト事業」に助成するほか、産業まつり・大津港大漁まつりなどのイベントを通し、本町物産のPRと観光開発を推進してまいります。

(3) 健康で心ふれあうまちづくり。

子供から高齢者、障がい者まで、心が通う優しい福祉施策を展開するとともに、健康な生活が営まれるよう保健・医療サービスの充実を図ってまいります。

最初に、次代を担う子供の健やかな成長を願い、豊頃町次世代育成行動計画に基づき、「こどもプラザとよころ」を核として、ニーズに応じた保育所運営や親子交流事業を実施するほか、学

童保育所、ことばの教室など、子供たちが安心できる事業運営を引き続き行うとともに、本年4月から新しい施設で開所する大津保育所についても、通年運営を行う予定であります。

また、子供・子育て支援法が平成27年4月に施行予定であることから、幼児・児童養育家庭のニーズ等を反映した「豊頃町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定してまいります。

次に、高齢者対策では、自立して生き生きとした生活が送られるよう、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、医療、介護、介護予防、生活支援等の各種サービスを行政、地域、サービス提供事業者が総合的に連携し取り組んでまいりました。

同計画も本年度で計画期間が終了となることから、高齢者を対象に日常生活圏域ニーズ調査を行い、今後必要となる地域の支援策等を把握し、これらを反映した第6期計画を策定してまいります。

介護事業では、事業者である豊頃愛生協会や町社会福祉協議会及び民間事業者と連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ってまいります。

介護予防事業においては、要介護・要支援状態の抑制とともに、閉じこもりの防止を図るため、日常生活の改善や認知症予防教室など地域支援事業を推進してまいります。

また、生活支援では、見守り・配食など在宅福祉サービスを初め福祉タクシー乗車券・福祉灯油券の交付を継続してまいります。

次に、障がい者福祉については、第2期障害者計画、第3期障害者福祉計画に基づき取り組みを進めてまいりましたが、両計画とも本年度で計画期間が終了となります。

全ての障がい者が、障がいの種別、程度を問わず自らその居住する場所を選択し、安心して生活を送ることができるよう、必要とする支援・サービスの提供基盤を整備するとともに、地域全体で支えるシステム構築に向け、関係団体と連携して支援する指針となる次期計画を策定してまいります。

また、本年度は、十勝管内の身体障がい者が一堂に会し、スポーツやレクリエーションを通じて健康増進と親睦交流を深める第47回十勝地区身体障がい者スポーツ大会が本町を会場に開催される運びとなっており、開催経費の助成や運営協力などの支援を行ってまいります。

次に、保健事業であります。疾病の早期発見・健康維持の観点から各種健康診断を継続して実施しますが、本年度から新たに各種健診や保健事業に対する町民の関心を高め、自ら主体的に健康づくりに取り組み、増嵩する医療費の抑制を図ることを目的とした「とよころ健康ポイント事業」を実施いたします。

また、健康づくりの基本となる歯の健康づくりを推進するため、歯科健診と各年齢層に応じた歯科健康学習など、正しい口腔管理知識の普及とともに、保育所や教育委員会と連携し、子供たちの歯質強化を図るため、フッ化物洗口に継続して取り組んでまいります。

次に、重篤疾病予防対策として、高齢者のインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成や各小児ワクチンの接種料の無料化を継続いたします。

次に、少子・核家族化の現状から、妊娠・出産・養育期における子育て世代の母親が抱く育児不安や孤立感を防ぐため、妊娠期から仲間づくりや交流、相談機会の充実を図り、安心して子育てができるよう支援してまいります。

また、不妊治療や妊婦健診費用への助成のほか、義務教育終了までの医療費無料化、小学校入学祝金の支給など、子育て家庭の負担軽減を継続して実施いたします。

次に、豊頃医院、大津診療所及び豊頃歯科診療所は、疾病予防と医療サービスの拠点として重要な役割を担っています。本年度は、豊頃医院の超音波画像診断装置（エコー）を更新し、医療サービスの充実を図ってまいります。

（4）躍動感あふれる人づくり。

「報徳のおしえ」を基盤とする人づくりを推進し、豊かに学ぶ教育環境の充実に努めるとともに、姉妹都市等との地域間交流の活性化を図ってまいります。

最初に、学校教育においては、学力や体力の向上とともに、郷土愛や人を思いやる心など、子供たちの健やかな成長が育まれる教育環境の整備、充実に努めるとともに、町民一人ひとりが生き生きと学び、生きがいを持ち、心豊かな人生感を得られるよう、文化・スポーツの振興や生涯学習の充実など、教育委員会と協議しながら推進してまいります。

次に、姉妹都市の地域間交流については、町交流協議会と連携しながら積極的に取り組んでおり、本年度は国際姉妹都市であるサマーランド市に隔年で派遣交流している中学生と併せて一般町民の訪問団を派遣するとともに、小学生の相馬市・滑川市との少年親善使節団の相互交流も、引き続き実施してまいります。

また、大震災から3年が経過した相馬市の復興支援については、昨年同様、全町民の取り組みとして相馬市の特産品の購入支援を実施し、風評被害に苦しむ相馬市の一助になればと願っているところであります。

ふるさと会、誘致企業等との交流については、本町特産品のPRを含め物産販売活動を行うなど、相互の活性化を図れるよう、地域間交流の推進に努めてまいります。

（5）みんなが力を合わせるまちづくり。

今日まで積み上げてきた協働のまちづくりをさらに発展させ、町民と行政がともに支え合うまちづくりを推進してまいります。

最初に、町制施行50周年を迎えるに当たり、現在、記念事業を実施する方向で事業内容を検討してありますが、この記念事業の一環として、報徳の教えに基づくまちづくりをさらに推進するため、内定している平成27年度の全国報徳サミットの本町開催に向け、諸準備を進めてまいります。

次に、健全な行財政の運営と効率的な組織体制についてであります。本町の財政構造は、地方交付税を主としており、国の財政運営に大きく依存する一方、貴重な自主財源である町税が年々減少傾向にあります。

限られた自主財源である町税や各種使用料の収納率向上を図るため、庁内横断的に臨戸徴収に取り組み、町税の悪質滞納者には、十勝滞納整備機構への徴収委託など適正な対策を講じ、町税等の納入意識の高揚に努めてまいります。

また、窓口業務において、現在、戸籍の電算化事業を進めており、昨年11月から一部供用を開始したほか、パスポートの申請受付・交付業務の開始など、迅速な事務処理や窓口対応時間の短縮、住民の利便性と負担の軽減を図ってまいりました。

今後も第5次行政改革大綱に基づき、事務事業の改善や職員研修に積極的に取り組み、行政課題に的確に対応する職員の政策形成や実務能力の向上を図るなど、行政サービスの充実に努めてまいります。

次に、協働のまちづくり地域提案支援事業は、毎年多くの行政区、団体等の有効に活用されている状況にあり、今後とも地域の実情に沿った事業メニューの検討を行い、町民の自主的な活動がより活発になるよう、事業の推進を図ってまいります。

また、広報・広聴については、読みやすい広報紙面の工夫や町ホームページの各種基本情報の充実など、利便性の向上に努め、広く本町の情報を発信してまいります。

以上、平成26年度の町政推進に当たっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際にご説明申し上げます。

私の推し進める温もりと魅力あふれる、ふるさと豊頃町への道筋は決して容易なものではありませんが、町民の皆様とともに協働のまちづくりを発展させ、町民一人ひとりがふるさと豊頃町で暮らす喜びを享受できるよう、町政運営に邁進してまいります。

議員各位はじめ、町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 午後2時5分まで休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平成26年度教育行政執行方針について説明を求めます。

前川教育委員長。

●前川教育委員長 平成26年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。

教育行政執行方針。

平成26年第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会をはじめ町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今日、急速に進行する人口の減少、少子高齢化に加え、産業構造の変化、グローバル化など数多くの課題の中、国は、教育再生を経済再生と並ぶ最重要課題と位置づけ、子供たちの学力や体力の向上はもとより、いじめ防止対策推進法の制定や教育委員会制度の見直し作業を進めていま

す。

また、北海道教育委員会は、「平成26年度の全国調査までに学力を全国平均以上にする」という目標を掲げ、オール北海道で取り組んできた学力向上総合対策により全国との差は縮まってきていることから、引き続き、授業改善と望ましい生活習慣の定着を車の両輪と位置づけ推進するとしています。

さらに、全国的な問題となったいじめの根絶に向け、北海道いじめ防止等に関する条例を全国に先駆けて制定し、いじめの未然防止等に関する施策の基本を定めるとしています。

教育委員会といたしましては、本町の教育目標「報徳の教えを受け継ぎ生き生きと輝く町民を目指して」の実現に向け、子供たちが夢や希望・高い志を持ち、変化の激しい社会を自立して生きていく生きる力を育む確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育の推進と町民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送るために学び、その成果が活かされることができ生涯学習社会を目指して、次の教育施策を推進してまいります。

1、教育環境の整備充実。

(1) 学校教育施設の整備。

施設の適切な維持管理と教材備品の充実を図り、児童生徒が快適な環境で学習できるよう所要の整備を行ってまいります。

- 豊頃小学校 駐車場舗装改修、オープンスペースフロア改修、教室カーテン更新。
- 大津小学校 教室カーテン更新、校舎窓ガラス改修。
- 豊頃中学校 受電設備・体育館床・野球場改修。
- 全 校 照明設備の年次LED化。

(2) 社会教育施設の整備。

町民の文化・スポーツ活動拠点施設の適切な維持管理に努めてまいります。

- える夢館 外壁塗装改修、郷土情報室映像機器・情報パネル更新。
- 図書館 照明設備LED化。
- 総合体育館 トイレ・シャワー室改修。
小体育室・トレーニング室照明設備LED化。

(3) 教育費負担の軽減。

教育費保護者負担の軽減。

教育費保護者負担の軽減を図るため、小中学校等修学旅行と高等学校等就学に対する助成を継続してまいります。

2、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成。

(1) 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果は、全国と比べ中学校は国語・数学の2教科とも昨年に続き大きく上回りましたが、小学校は国語・算数の2教科ほぼ全ての領域で下回り、習得すべき内容がしっかりと身につけていないことがわかりました。

各学校は、学習規律の定着とともに、基礎・基本の確実な習得と課題を解決するための思考力、判断力、表現力などを育むため、数値目標を設定した学校改善プランを作成し、学習指導方法や授業の工夫・改善を図り、家庭と連携を図りながら生活習慣の改善と家庭学習の手引きを活用した家庭学習の習慣化に取り組んでまいります。

また、学校の長期休業期間を活用し、える夢館等を会場に小学生を対象とする補習的な学習活動支援を行い、自ら学ぶ意欲を高めてまいります。

(2) 児童生徒が自らの生き方を確立していくことや規範意識の向上と社会性の醸成を図るため、「子ども報徳訓」の実践を推進し、道徳教育の充実に努めてまいります。

また、郷土学習や職業体験、ボランティア活動をとおして郷土を愛する心や人を思いやる心、豊かな感性を育み、いじめや不登校の未然防止に努め、国のいじめ防止対策推進法及び北海道が定めるいじめ防止等に関する条例等関係法令の規定に基づく町長への報告、関係機関による調査体制等を整備してまいります。

(3) 体力は健康の維持だけではなく、あらゆる活動の基盤であることから、各学校において体力・運動能力の向上に取り組むとともに、学校・家庭・地域指導者の協力をいただきながら部活動やスポーツ少年団活動を支援してまいります。

また、児童のむし歯予防対策として昨年10月から各小学校で実施しているフッ化物洗口事業を継続して実施してまいります。

学校給食につきましては、施設設備や食材の衛生管理を徹底し、安全で栄養バランスのとれた給食を提供し、学校、家庭と連携した食育を推進してまいります。

また、地場食材を活用した「ふるさと給食」を継続して実施し、児童生徒が本町の農業や漁業への理解を深めるよう努めてまいります。

(4) 学習障がい、多動性障がい・注意欠陥、高機能自閉症等特別な支援を必要とする児童生徒については、学校全体で支援する体制づくりに加え、専門研修を通して教員の指導力を高めるとともに、引き続き特別支援教育支援員を配置し、発達状況に応じた支援を継続してまいります。

(5) 国際化が進展する中、国際姉妹都市カナダ・サマーランド市へ中学生を派遣し、友好交流を深め、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度などを育みます。

3、地域に開かれた信頼される学校づくりの推進。

(1) 学校には、家庭や地域社会と連携・協力し、信頼を得ながら教育活動を展開していくことが求められています。

このため、各学校が参観日や学校だより、学校評議員制度などを活用して情報を積極的に発信し、保護者や地域住民の意見・要望を的確に反映する体制化を図りながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを一層推進してまいります。

(2) 信頼される学校づくりのためには、教職員の資質向上が大変重要であることから、研究

・研修活動を支援、促進し、外部人材や指導主事を活用した実践的指導力の向上を図ってまいります。

また、服務規律の厳正な保持を促し、町民皆様の信頼持続に努めてまいります。

4、健全育成、安全教育の推進。

(1) インターネットや携帯電話が普及し多様化した高度情報通信社会において、児童生徒がかかわる事件が多く発生していることから、家庭と連携して安易に利用することの危険性等情報モラルに対する意識の向上を図るとともに、性や薬物に関する指導の充実に努めてまいります。

(2) 児童生徒を交通事故や犯罪、災害から守るためには、日ごろから家庭や学校において安全に行動する能力を身につけさせることが重要であることから、交通安全・防犯教室等を実施し、交通事故や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

また、火災や地震・津波などの災害に対する防災教育や避難訓練を定期的実施し、自らの命を守り抜く「主体的に行動する態度」の育成や安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の向上を図ってまいります。

5、小・中学校連携教育の推進。

児童生徒が新しい環境に馴染めずに生ずる様々な課題解決を含め、継続性や接続の円滑化を図る学習指導や生徒指導、学校運営のあり方等について、豊頃町小・中学校連携教育推進会議において引き続き実践研究を行うとともに、「報徳のおしえ」を基盤とする小・中学校相互の連携教育を推進し、義務教育9年間で系統的で一貫性のある教育課程となるよう小・中学校が一体となって取り組んでまいります。

6、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進。

子どもたちの健全な育成のため、PTAによる学校行事への協力、保護者の要請による教職員の少年団や部活動に対する指導のほか、地域の産業団体等による体験活動への協力など、学校活動や社会教育において地域のさまざまな協力・支援をいただいております。

今後、教育分野の「報徳のおしえ」推進について、町民皆様の理解をより深めながら、地域の人的教育資源が学校支援等に活かされるよう学校支援地域本部の充実に努め、学校・家庭・地域が一体となって健やかな子どもたちを育む体制づくりを推進してまいります。

7、ともに学び、ともに喜ぶ、心豊かな人づくりをめざす社会教育の推進。

町民一人ひとりが生涯にわたって学び、お互いに認め合い、助け合いながら豊かな人間関係を築き、習得した新たな知識や技能を家庭、地域、社会に還元していくことが求められています。

そのため、幼児期から高齢期までライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、多くの町民が目標を持って参加し、その学んだ成果を日常生活や社会活動に有効に活用される社会教育の推進に努めてまいります。

(1) 学び続け、認め合う人づくり。

年代各期それぞれに必要な学習機会を提供しながら、学ぶ人々が集い認め合う機会拡充に努め

てまいります。

○乳幼児期 ブックスタート、読み聞かせ、芸術鑑賞。

○青少年期 える夢キッズクラブ、通学合宿、少年親善使節団姉妹都市派遣、芸術鑑賞会、スポーツ少年団支援。

○成人・高齢期

える夢出前講座、豊寿大学、生涯教室。

○文化・スポーツ団体

活動支援、指導者養成、芸術鑑賞会、スポーツ教室、学校開放。

2、助け合い、きずなを育む町づくり。

町民がふるさとの風土に学び、自己を確立するとともに、「とよころ」に対する誇りや愛着などを高めることができるよう、本町の自然や歴史、文化、産業などの地域素材を生かした学習活動を通じて、ふるさとの魅力や課題についての理解を深めるとともに、親子がふれあう多様な機会を提供するなど、一層の芸術・文化・スポーツ活動の振興を図ってまいります。

○地域・グループ・サークルの学習活動支援。

○家庭教育学級開設。

○文化・スポーツ活動指導者講習会。

○文化・スポーツ活動ボランティア養成。

○文化・スポーツ活動顕彰・表彰。

(3) 文化財等の保護・保存・活用。

「豊頃の歴史」の適切な保護・保存・活用と文化財の継承に努めてまいります。

○指定文化財（町11件）。

○歴史的資料（生活・文化・産業）。

(4) 学習拠点の整備充実。

町民の文化・スポーツ活動拠点施設の適切な維持管理を行うとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、いつでも気軽に利用できる施設運営に努めてまいります。

○える夢館。

○図書館。

○総合体育館。

○二宮報徳館。

○町民プール。

○町営球場。

○町民スケートリンク。

8、開かれた教育行政の推進。

豊頃町の教育をより充実・発展させるためには、教育関係者のみならず、町民皆様のご協力と

相互に連携することが大変重要であります。

教育委員会は、このことを踏まえ、活動状況や計画推進状況等をみずから点検評価・公表するとともに、学識者等からの外部評価をいただき教育施策の効果や課題を明らかにして、説明責任を十分果たすよう努めてまいります。

以上、平成26年度教育行政執行方針を申し上げましたが、今後も学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興など最善の努力を傾け生涯学習の推進を図ってまいりますので、町議会はじめ町民の皆様の教育行政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

●小野木議長 これで、平成26年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明は終わりました。

◎ 議案第15号

●小野木議長 日程第14 議案第15号豊頃町社会教育委員に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

柄崎教育課長。

●柄崎教育課長 議案第15号豊頃町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、平成25年6月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴い、社会教育法の一部が改正され、これまで同法において定められていた委嘱の基準について市町村の条例で定めることとなりましたことから、豊頃町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

改正内容は、第1条を設置及び目的に改め、社会教育法の規定に基づき社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数、任期、その他必要な事項を定める旨を規定。

第2条を、委嘱の基準に改め、社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する旨を規定。

第3条を、委員定数に改め、委員の定数は15人以内とする旨を規定。

第4条ただし書きに、再任を妨げないの文言を加え、第6条中、社会教育委員を委員に改めるものであります。

なお、附則としまして、本条例は、平成26年4月1日から施行するものでありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

●小野木議長 日程第15 議案第16号豊頃町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 議案第16号豊頃町立へき地保育所条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、現在改築中であります大津保育所が、3月中旬に完成し4月1日開所を予定していることから、豊頃町立へき地保育所条例第2条の表中の1、豊頃町大津寿町108番地を豊頃町大津幸町13番地1に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●小野木議長 日程第16 議案第17号豊頃町エンゼルプラン策定委員会設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 議案第17号豊頃町エンゼルプラン策定委員会設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、次世代育成支援対策推進法等の規定に基づき、本条例の委員会の審議を経て計画を策定しているところでございますが、国が平成24年8月、子ども・子育て支援法を公布、平成27年4月施行予定であることから、公布の施行前に新たな計画を作成するために、本条例の題名及び第1条中の「エンゼルプラン策定」を「子ども・子育て支援」に、第2条中「豊頃町エンゼルプラン及び豊頃町次世代育成支援対策地域行動計画」を「豊頃町子ども・子育て支援事業計画」に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

1 番杉野議員。

●1 番杉野議員 条例内容の改正については何も申し上げるところはないのですが、以前から各委員会の活動状況等を一般質問でも聞かせていただいておりますが、設置しているこの委員会の今までの活動状況というものを、お知らせいただきたいのと、この内容の中で、子ども・子育て支援というように変わってまいりますけれども、豊頃町子育て支援センター実施運営要綱というのがありますよね。それらとの突合というか、そのセンターとこのエンゼルプランの委員会とのやりとりというか、活動内容というものをどういうふうに理解すればいいのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 現在作成しております行動計画につきましては、平成17年から平成21年を前期、後期を平成22年から平成26年と、10年間の時限立法に基づきまして策定してございます。

現在、後期の平成22年から平成26年までを推進してございますけれども、これに関する案件等がないことから、今までは策定から実施してございません。新しく今これから子育て支援法が作成されますので、この平成22年から平成26年までの地域行動計画を事業実施等を考慮しながら、また、町民のニーズ等を考慮しながら新しい事業計画を策定する予定でございます。

また、子育て支援センターにつきましては、これとはまた別に事業を実施しているセンターでございまして、この計画を策定する委員会ではございません。

したがいまして、職員がおりまして、わんぱく広場とか、子育ての相談とか、赤ちゃん広場とか、そういった子育て支援をするセンターでございます。職員が常勤して子育て支援に進めているセンターでございます。

以上です。

●小野木議長 1 番杉野議員。

●1 番杉野議員 以前もこのエンゼルプランの委員会について伺ったことがございますけれども、実質的な委員会活動は年に一度ぐらいというふうな報告を受けたような覚えがございます。実質委員会を設置して、どのようにこの委員会が動いているのかというのが見えないというか、そういう部分というのが、これから改めて子育て支援法に基づいて町民に見える形の委員会活動になっていくのかどうか、その辺が非常に危惧されるところなのですが、町長でも担当の課長でも構いませんけれども、その辺のことについて改めて伺います。

●小野木議長 暫時休憩します。

午後 2時32分 休憩

午後 2時39分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 大変申しわけございません。

エンゼルプラン策定委員会の委員につきましては、学識経験者、教育関係者、それから各関係団体等、それから町の行政機関の職員等、7名体制で現在進んでございます。

それから、次世代育成行動計画の内容につきましては、大きく説明させていただきますが、一つ目といたしましては、保育所等でのサービスの充実、二つ目といたしましては、子育て支援サービスの充実。中身につきましては放課後学童保育所等でございます。

続きまして、子育て支援ネットワーク及び児童虐待防止対策の充実ということで、要保護児童対策協議会とか、生活安全推進協議会、民生委員の活動でございます。

続きまして、子育て支援住宅の改正ですけれども、これはちょっと実現に向けて検討しますということで、のせてございますけれども実施してございません。

続きまして、子供や母親の心身の健康・保健ということで、主に保健師活動の充実ということで、母子手帳の発行とか、妊娠一般健康診査事業、母親学級等を実施してございます。

続きまして、食育の推進等でございますが、保育所、学校等での給食の充実等が実施事業にのせてございます。

それから、次世代を担う人材育成ということで、学校教育の整備等々でございます。おのおの福祉課、教育委員会、それから私どもの子育て支援所で分担をして、そのおのおの予算を要求い

たしまして事業を実施してございます。

以上です。

●小野木議長 1 番杉野議員。

●1 番杉野議員 事業を実施しているのはわかりました。このエンゼルプラン策定委員会なるものが、その計画を組むのでしようけれども、法改正によって設置されたときに計画を組んだだけで、あと実態のない委員会ということなのですよ。そういうことですね。

●小野木議長 答弁、瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 答弁させていただきます。

エンゼルプラン策定委員会条例の中に、設置が第1条にのせてございます。これは、子どもたちが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てることができるよう、まちづくり推進のために、豊頃町エンゼルプラン策定委員会を設置するというので、このエンゼルプラン行動計画でございしますが、それを策定するための委員会でございます。

ですから、エンゼルプランなり行動計画を作成した後は、その計画が切れる段階で総括をして、次の計画に結びつけるということしかないので、それごとに委員会を開いてございます。今まで変更することもございませんでしたので、今、行動計画が平成22年から平成26年まで計画作成してございますので、その間変更することがないことから、今までも予算は見ておりましたけれども、年度末に予算を措置していただきまして進んでございます。

今度新たに子ども・子育て支援事業が策定することになりますので、本条例に基づきまして、新年度におきましては、2回程度実施する予定で予算要求をしてございます。

以上です。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 今、杉野議員のほうから、いろいろエンゼルプランの策定委員会の開催状況等についてお話を伺いました。計画が策定されて以来、計画策定委員会が開催されていたかというのは、計画の変更がなかったからなのかなというふうに思っております。しかしながら、計画がある以上、年数を決めてその期間内に事業を実施するようなことになりますから、当然毎年事業の実績、検証をしていかなければならないと思いますし、また、事業の内容に変更等が生ずる場合があると思います。

今後のお話になりますけれども、やはり委員会の開催は毎年やはり少なくとも1回は開催をして、検証をしながら行動計画にのった事業展開が必要かなというふうに考えております。

新年度、また委員の報酬等も見ておりますし、開催を実施するように努めて、このエンゼルプラン計画、また、次世代育成支援行動計画に反映されていくように、今後このような策定委員会を開催実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員に申し上げます、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これでは質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

●小野木議長 日程第17 議案第18号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

金川企画課長。

●金川企画課長 議案第18号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてご説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、豊頃町過疎地域自立促進計画の一部を次のとおり変更するものであります。

本計画は、平成22年度から平成27年度までの6年間の計画を定めており、平成22年度からソフト事業についても、過疎債の対象となっていることから、対象と思われる事業についても追加見直しを行っているところであります。

この度の変更は、平成26年度から実施が予定されています事業追加と、事業の内容の一部変更をしようとするものです。

2の産業振興では、二宮、礼文内地区農地整備事業の事業量精査及び湧洞地区、統内地区、牛首別地区の3地区を追加するとともに、農協が事業主体で行う経営近代化施設、穀類乾燥調製貯蔵施設を追加。

3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、町道幌岡第3幹線など、町道4路線の事業量精査。

道路整備機械等では、除雪ドーザー1台の購入追加。

地域間交流では、国際姉妹都市交流事業での文化交流訪問団の派遣追加。

過疎地域自立促進特別事業では、町道路面修繕計画5路線及び橋梁長寿命化修繕計画15橋の追加。

5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、福祉ゾーン整備構想多目的福祉施設整備事業及び用地取得を追加。

9、集落の整備では、危険廃屋等解体撤去費助成事業を追加。

10のその他地域の自立促進に関し、必要な事項については移住、定住の促進を目指し、定住促進賃貸住宅建設事業、民間賃貸住宅家賃助成事業、若者・子育て世代定住化研究事業及び移住促進事業を追加するものであります。

なお、現行の過疎法につきましては、平成23年の震災を受け5年間の延長がされておりまして、平成33年3月31日まで過疎法が延長されておりまして。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●小野木議長 日程第18 議案第19号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第19号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明いたします。

本案は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する組合組織団体の変更に伴い改正するもので、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が、本組合から解散、脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第

286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議により、これを定めるため同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでありますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

●小野木議長 日程第19 議案第20号東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第20号東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてご説明いたします。

本規約の変更につきましては、東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更の協議につきまして、地方自治法第252条の7第2項の規定により、議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

変更の理由及び内容につきましては、平成26年4月1日施行の障害者総合支援法に伴い、幕別町、池田町、浦幌町及び豊頃町の十勝東部4町で共同設置してございます東十勝障害程度区分認定審査会の名称及び規約の改正を行うものであります。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

表題及び第1条並びに第2条中にあります「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改めるものであります。

附則につきましては、本規約の施行期日を、平成26年4月1日からとするものでございま

す。

以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第1号

●小野木議長 日程第20同意案第1号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第1号豊頃町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてご説明を申し上げます。

現在、委員であります川村重幸氏は、平成26年4月21日をもって任期満了となります。

後任に、次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町大津寿町32番地の1、氏名は中村哲蔵氏であります。

以上でありますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は同意することに決定しました。

◎ 陳情の委員会付託

●小野木議長 日程第21陳情の委員会付託を行います。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

高井事務局長。

●高井事務局長 陳情文書表。

受理番号2号、受理年月日、平成26年2月6日。件名、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長植松恵。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

なお、この後の2件の陳情者の住所及び氏名は、同じ団体からのものがございます。

受理番号3号、受理年月日、平成26年2月6日。件名、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する陳情。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号4号、受理年月日、平成26年2月6日。件名、特定秘密保護法の廃止を求める陳情。

付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

●小野木議長 ただいま朗読しました陳情については「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することとします。

◎ 休会の議決

●小野木議長 日程第22 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、3月6日の1日間、休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、3月6日の1日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 3時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員